

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。  
令和8年(2026年)3月6日

地方独立行政法人山口県立病院機構  
山口県立こころの医療センター 院長 兼行 浩史



## 1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

### (1) 工事名

山口県立こころの医療センターエアハンドリングユニット更新等工事

### (2) 工事場所

宇部市大字東岐波 4004-2

### (3) 工事の概要

工 事 内 容
エアハンドリングユニット更新等工事 一式

(4) 工 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次の表に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

入 札 参 加 資 格 の 要 件	
共通事項	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。 イ この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。 ウ 複数の法人等により構成される法人格を有しない団体ではないこと。
参加資格	工事の種類 等 級 管工事 A等級
建設業許可	一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
営業所の所在地	主たる営業所又は受任者所在地が山口県建設工事等入札参加資格に登録されていること。

## 3 契約条項を示す場所

山口県立こころの医療センター 宇部市大字東岐波4004-2 事務部

## 4 入札に係る手続等

手 続	日時、期間又は提出期限	場 所
設計図書の貸与及び配布	令和8年3月6日(金)から 令和8年3月13日(金)までの 午前9時から午後4時30分まで	宇部市大字東岐波 4004-2 山口県立こころの医療センター 1階 事務部
質問受付期間	令和8年3月6日(金)から 令和8年3月13日(金)までの 午前9時から午後4時30分まで	〃
入札参加資格の要件の確認 に必要な書類の提出	令和8年3月17日(火)までの 午前9時から午後4時30分まで	〃
入札の執行	令和8年3月19日(木) 午前10時00分	宇部市大字東岐波4004-2 山口県立こころの医療センター 外来棟2階 第一会議室

## 5 入札保証金

免除する。

## 6 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 郵便又は電信による入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### 7 落札者の決定方法

- (1) 地方独立行政法人山口県立病院機構会計第52条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 8 その他

- (1) この入札に参加しようとする者は、入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を提出すること。なお、入札参加資格の要件の確認は開札後に、最低価格をもって有効な入札を行った者から、落札者を決定するまで行う。
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 建設業の許可通知書の写し
  - ウ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- (2) この入札については、上記のほか一般競争入札公告共通事項によること。
- (3) 詳細については、山口県立こころの医療センター事務部（電話 0836-58-2370）に問い合わせること。

## 一般競争入札公告共通事項

### 1 入札公告に係る定義

- (1) 「参加資格」とは、山口県の「建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査」に関する告示に基づき認定された一般競争入札及び指名競争入札参加資格を言う。
- (2) 「建設業許可」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する許可をいう。
- (3) 「営業所」とは、法第3条第1項の営業所をいう。
- (4) 「主たる営業所」とは、法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。
- (5) 入札公告2の表中営業所等の所在地又は施工実績の要件に係る地域の名称及びその区域は別表による。
- (6) 「総合評定値」とは、この公告の日の前日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち直近のものをいう。
- (7) 「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する建設工事及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注する建設工事をいう。
- (8) 「主任技術者」とは、法第26条第1項に規定する者をいう。
- (9) 「監理技術者」とは、法第26条第2項に規定する者をいう。
- (10) 「登録講習」とは、法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。

### 2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約金額から契約金額から消費税及び地方消費税（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

### 3 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 地方独立行政法人山口県立病院機構会計規定第52条抜粋

### （契約の方法）

第52条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。

2 一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付する場合には、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、その競争入札に付する事項の価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、別に定める方法による場合はこの限りでない。

3 前項の規定において、法人の支出の原因となる契約のうち、申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 競争入札に参加しようとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約の手続その他契約の締結に関し必要な事項は、別に定める。